

平成24年6月25日
宮 城 県

出荷制限指示後の管理の考え方
－野生鳥獣（イノシシ）－

1 出荷制限

本県においては、現在、市場等へのお荷及び流通のためのイノシシの解体処理施設はないが、県内全域のイノシシの捕獲を行う者に対し、県外を含め一切の出荷を行わないよう市町村や猟友会を通じて要請する。

2 放射性物質検査

現在、昨年度に50ベクレル/kgを超える放射性セシウムを検出した地域において市町村ごとに3検体、その他のイノシシ捕獲が行われている市町村において1検体以上の検査を進めているが、今回の結果を受けて、全県的に検査を進めていく。

平成24年6月25日
宮 城 県

出荷制限指示後の管理の考え方 －野生鳥獣（ツキノワグマ）－

1 出荷制限

本県においては、現在、市場等へのお荷及び流通のためのツキノワグマの解体処理施設はないが、県内全域のツキノワグマの捕獲を行う者に対し、県外を含め一切のお荷を行わないよう市町村や猟友会を通じて要請する。

2 放射性物質検査

現在、昨年度に50ベクレル/kgを超える放射性セシウムを検出した地域において市町村ごとに3検体、その他のツキノワグマ捕獲が行われている市町村において1検体以上の検査を進めているが、今回の結果を受けて、全県的に検査を進めていく。